

特定集中治療室等における薬剤師配置に対する評価

骨子【1-3-2 (1)】

第1 基本的な考え方

特定集中治療室など高度急性期医療を担う治療室等においてチーム医療を推進する観点から、薬剤関連業務を実施するために治療室内に薬剤師を配置している場合を評価する。併せて、救命救急入院料等における薬剤管理指導に対する評価の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 特定集中治療室管理料等における薬剤師の配置を、病棟薬剤業務実施加算において評価する。

現 行	改定案
<p>【病棟薬剤業務実施加算】</p> <p>病棟薬剤業務実施加算（週1回）</p> <p style="text-align: right;">100点</p> <p>（新設）</p>	<p>【病棟薬剤業務実施加算】</p> <p>病棟薬剤業務実施加算1（週1回）</p> <p style="text-align: right;">100点</p> <p>病棟薬剤業務実施加算2（1日につき）</p> <p style="text-align: right;">80点（新）</p> <p>[算定要件]</p> <p>病棟薬剤業務実施加算2</p> <p style="text-align: center;"><u>救命救急入院料、特定集中治療室管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料を算定する治療室において、病棟薬剤業務実施加算1と同様の病棟薬剤業務を実施していること。</u></p>

	<p>[施設基準]</p> <p>病棟薬剤業務実施加算 2</p> <p>① <u>病棟薬剤業務実施加算 1 の届出を行っていること。</u></p> <p>② <u>病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が、算定を行う治療室等に配置されており、1 週間につき 20 時間以上病棟薬剤業務を実施していること。</u></p>
--	--

2. 救命救急入院料等における薬剤管理指導に対する評価の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【薬剤管理指導料】</p> <p>1 救命救急入院料等を算定している患者に対して行う場合 430点</p> <p>2 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合（1に該当する場合を除く。） 380点</p> <p>3 1及び2の患者以外の患者に対して行う場合 325点</p>	<p>【薬剤管理指導料】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合 380点</p> <p>2 1の患者以外の患者に対して行う場合 325点</p>